

雲仙岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



雲仙岳 南東側上空から撮影 九州地方整備局の協力による

雲仙岳 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5（避難）：
危険な居住地域からの避難

レベル4（避難準備）：
警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

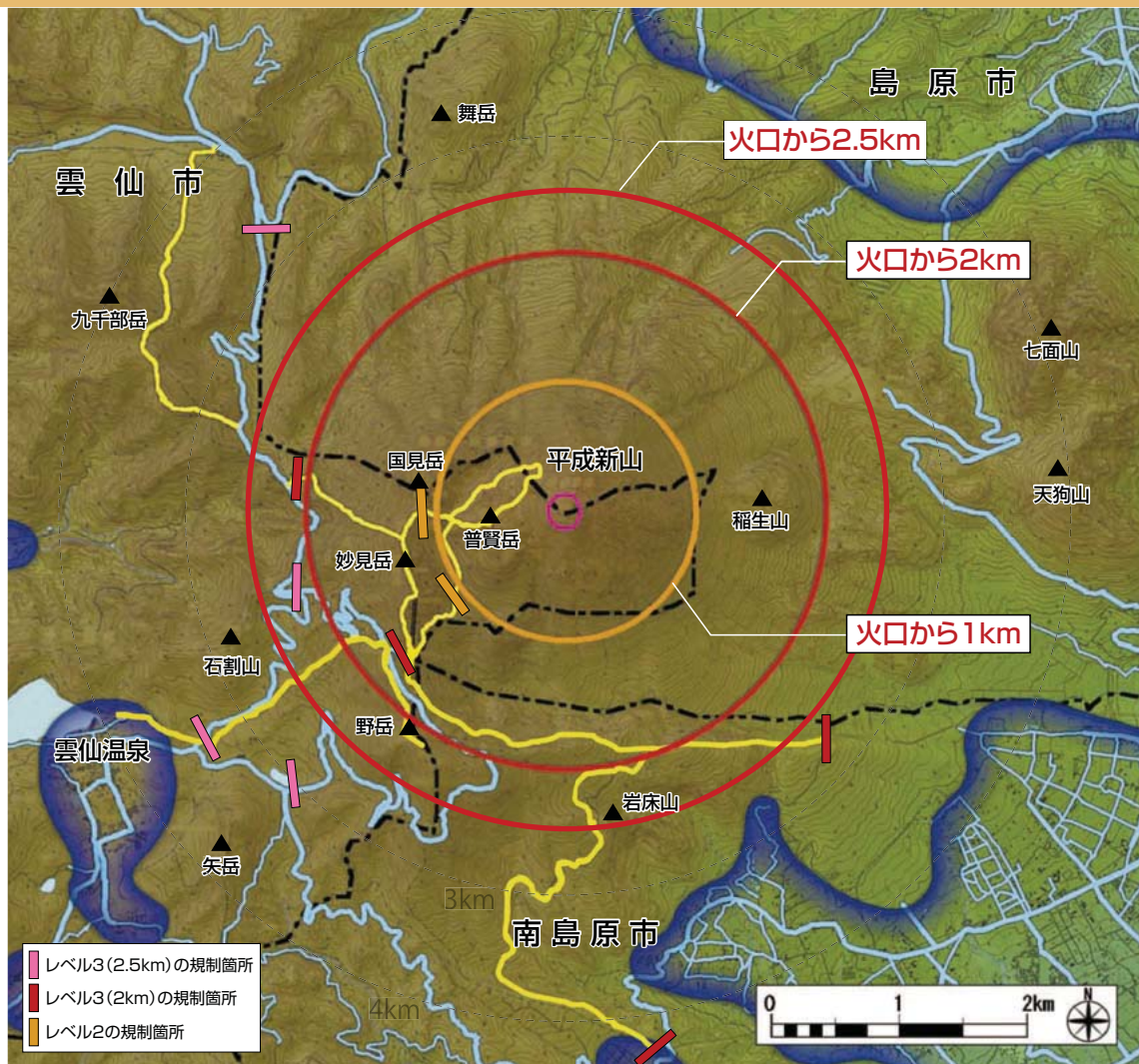
レベル3（入山規制）：
火口から概ね2～2.5 km以内立入禁止。
○の範囲内

レベル2（火口周辺規制）：
火口から概ね1 km以内の立入禁止。
○の範囲内

レベル1（平常）：
警戒区域への立入り規制等。

- : 一般道
- : 登山道
- : 平成新山
- : 居住区域

この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ（標高）およびカシミール3Dを使用して作成しています。



- レベル3 (2.5km) の規制箇所
- レベル3 (2km) の規制箇所
- レベル2 の規制箇所

■この図は気象庁作成の、雲仙岳の居住地域等の分布とレベルに応じた規制範囲図をもとに長崎県、雲仙市、南島原市、島原市と調整して作成しています。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については長崎県、雲仙市、南島原市、島原市にお問い合わせください。

*平成新山から噴火することを想定していますが、噴火の状況によっては、異なる火口から噴火する場合があります。



問い合わせ先

福岡管区気象台 火山監視・情報センター
TEL : 092-725-3606 <http://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>
■長崎海洋気象台 観測予報課 TEL : 095-811-4869
<http://www.jma-net.go.jp/nagasaki/>



雲仙岳の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <p>1991年噴火の事例</p> 6月8日、9月15日：火砕流が約5.5kmまで到達 6月3日：火砕流が約4.3kmまで到達 5月26日：火砕流が約2.5km（居住地域の近く）まで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●火砕流が発生し、さらに溶岩ドームが成長した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <p>1991年噴火の事例</p> 5月24日以降の多数の火砕流
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2km以内に噴石や火砕流、溶岩流が到達、あるいは予想される。 <p>1991年噴火の事例</p> 5月20日以降：溶岩ドームが成長し、崩落による火砕流の可能性 2月12日：マグマ水蒸気爆発の開始
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 <p>1990年噴火の事例</p> 11月17日：最初の小噴火
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでいう火砕流は、溶岩ドームの崩落に伴って発生する様式を想定している。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

雲仙市市民生活部市民安全課 0957-38-3111
 南島原市総務部総務課 050-3381-5020
 島原市市民生活部生活安全グループ 0957-62-8022

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/tokyo/volcano.html>